

第31回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年2月20日
 告示番号 第4号
 会議年月日 令和6年2月27日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主任主査 千葉 久和

本日の案件 第31回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時35分

議長	本日の出席委員は21名であります。 定足数に達しておりますので、第31回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、3番 佐藤 喜明 委員、16番 及川 治雄 委員、23番 鈴木 勝 委員より欠席の届出がありました。
議長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に20番 遠藤 勝幸 委員、21番 嶋山 潔 委員 を指名いたします。 書記には、浅岡係長、千葉主任主査を指名いたします。
議長	審議に入ります。 「報告71号 農政専門委員会の報告について」を議題といたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、佐藤 多賀幸 農政専門委員会委員長に報告を求めます。
佐藤 多賀幸農政	農政専門委員会で協議した結果を報告いたします。

専門委員会委員長

令和6年度一関市農作業標準賃金表（案）について

事務局で作成した原案を、第9回農政専門委員会で協議した内容で、1月31日開催の農作業標準賃金審議会で審議した結果、下記のとおり一部変更がありました。

本来であれば、農政専門委員会を開催し協議するところですが、事前に協議した内容と大きく変わりがないため、変更した内容を書面で確認しました。

1 人力の部については、委員会で協議した内容のとおり。

2 機械の部については、委員会で協議した内容のとおり。

3 新規設定項目については、ブームスプレイヤーとドローンは、既存の実例価格に大きな幅があり、新規設定することにより既存価格に影響がでることが想定されるため新規設定はしない。

ロールベアラーとラッピングは、農業委員・農地利用最適化推進委員からの既存実例の情報提供はないが、個々に作業受委託契約をしていることから、現時点で設定することにより既存価格に影響がでることが想定されるため新規設定はしない。

機械運搬は、運搬費を別途加算する場合がありますを運搬費は移動距離等に応じて別途加算しますに修正しました。

4 留意事項の修正については、北上市の賃金表を基に一部修正

以上のとおり報告いたします。

議 長

以上で「報告第71号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

（なしの声あり）

議 長
議 長

なければ、報告第71号の質疑を終わります。

次に、「報告第72号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

3ページをお開き願います。

報告第72号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

4ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第

1号から12ページの第27号までの27件、30名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和6年2月15日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定し、届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第72号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第72号の質疑を終わります。

次に、「報告第73号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

13ページをお開き願います。

報告第73号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号の1件1筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する農地現状変更届出済標を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、農業用施設の整備が1件となっております。

今回、試験的に、東山地域の定例の現地確認において、現状変更届出があった現地の確認を実施していますので、報告いたします。

今後の対応につきましては、農地専門委員会においてご協議い

議 長

ただき、方向性を定めていきたい、と考えております。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第73号」の説明を終わります。

13番

ご質問ございませんか。

佐藤 和威治 委員

13番 佐藤 和威治 委員

試験的にということで考え方の確認です。

現状変更届の調査については、申請時、工事中、工事完了のいずれの時点で現地確認するのか。

局 長

工事完了報告書が提出されますので、その際にも委員の皆さんで現地確認を行って、現地確認報告をしてほしいと思っておりますが、事務局のみで決められないので農地専門委員会で方向をご協議いただきたい。

議 長

申請後、すぐ工事が入ればいいけれど、すぐ工事に入る場合だけではないので、中間、完了報告後に現地確認を行うのがベストかなと思っておりますが、その辺を併せてご協議をいただきたい。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、報告第73号の質疑を終わります。

議 長

次に、「議案第201号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

14 ページをお開き願います。

議案第 201 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請 5 件です。

第 1 号については、貸付人が高齢により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 11 年 2 月 28 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

14 ページから 15 ページをお開き願います。

第 2 号については、貸付人と借受人は親子の関係にあり、貸付人が後継者に経営移譲するため、借受人が使用賃貸により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 16 年 2 月 28 日までの 10 年間となっております。

15 ページから 16 ページをお開き願います。

第 3 号については、貸付人が労力不足により耕作管理できない

状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年2月28日までの5年間で、賃借料は物納となっております。

第4号については、譲渡人は後継者がなく、遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、会社として耕作する体制を整えていた借受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

なお、借受人は、農地所有適格法人の要件を審査した結果、全てクリアしています。

17ページをお開き願います。

第5号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、隣接地を耕作している借受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請5件です。

第6号については、貸付人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、今まで利用権設定により賃貸してきた借受人が賃貸借により引き続き農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年2月29日までの4年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第7号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。なお、借受人は、水稻の営農計画書を提出しております。

18ページから19ページをお開き願います。

第8号については、貸付人と借受人は親子の関係にあり、貸付人が農業者年金を受給するため、使用貸借により後継者に経営移譲するもので、貸借期間は記載のとおり令和16年2月28日までの10年間となっております。

20ページをお開き願います。

第9号については、譲渡人と借受人がお互いの農作業の効率化のため、それぞれの所有する農地を交換により取得するもので、当該農地は借受人が所有する農地と組田になっており、現在も借受人が管理しています。なお、譲渡人は認定農業者であり、今回

交換で取得する農地については、後ほど農用地利用集積計画の所有権移転の第3号で審議いただきます。

第10号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、現在も受託により耕作している譲受人が経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、大東地域に係る申請8件です。

第11号については、貸付人が高齢により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため、使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年3月31日までの3年間となっております。

21ページをご覧ください。

第12号については、譲渡人が高齢により耕作管理できない状態であることから、実際に申請地を管理している譲受人が贈与により農地を取得しようとするものです。

21ページから23ページをお開き願います。

第13号については、貸付人と借受人は親子の関係にあり、貸付人が農業者年金を受給するため、使用貸借により後継者である借受人に経営移譲するもので、貸借期間は記載のとおり令和16年2月28日までの10年間となっております。

第14号については、貸付人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年2月27日までの1年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

24ページをご覧ください。

第15号については、貸付人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、親戚である借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの4年10ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第16号については、貸付人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの4年10ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第17号については、貸付人が遠方に居住しており耕作管理で

きない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの4年10ヶ月で、賃借料は記載のとおりとなっております。

25 ページをお開き願います。

第18号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が新たに農地を取得し、耕作しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、いも、なす、きゅうり、トマト、ピーマンの作付けの営農計画書を提出しております。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第19号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態であることから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

26 ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請3件です。

第20号については、農地中間管理機構である譲渡人が、平成29年2月23日に譲受人ではない従前の買主と農用地等割賦売買契約を締結しておりましたが、売買代金が完済されない中、令和5年12月6日に、従前の買主から譲受人へ契約上の地位譲渡に関する契約が締結されたことから、譲受人が従前の買主の地位を譲り受け、売買代金を完済したことから、割賦売買契約に基づき農地を所有権移転しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

なお、譲受人は、農地所有適格法人であることを確認しております。

第21号については、貸付人と借受人は親子の関係にあり、貸付人が経営移譲年金を受給するため、使用貸借により後継者である借受人に経営移譲するもので、貸借期間は記載のとおり令和16年2月28日までの10年間となっております。

27 ページをご覧ください。

第22号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上、22件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

議 長

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第201号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

17番

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

松岡 千賀子 委員

現地調査日、令和6年2月13日、火曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、そして私 松岡 と農地利用最適化推進委員 菅原委員、小野寺委員、事務局職員 千葉主任主事、農政推進課 及川主事でございます。

報告内容、第1号から第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

22番

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

佐藤 多賀幸 委員

現地調査日、令和6年2月9日、金曜日、午前9時30分より行いました。

調査員、農業委員 私 佐藤 と農地利用最適化推進委員 佐藤委員、岩淵委員、支所職員 千葉主任主査であります。

報告内容、第6号から第10号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

以上報告します。

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

21番

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

畠山 潔 委員

現地調査日、令和6年2月9日、金曜日、午後1時30分より、農業委員 私 畠山 と農地利用最適化推進委員の及川委員、小崎委員、支所職員 佐藤主事と行いました。

報告内容、第11号から第18号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上報告します。

議 長

8 番

千田 幹雄 委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年2月9日、金曜日、午前9時30分より、
現地調査員、農業委員 私 千田、農地利用最適化推進委員 渡
邊委員、遠藤委員、支所職員 金野主査で行いました。

報告内容、第19号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いず
れも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから
問題ないと思われま。

報告は以上です。

議 長

9 番

畠山 信吾 委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和6年2月8日、木曜日、午前9時より、調査員に
つきましては農業委員としては、私 畠山、農地利用最適化推進
委員 伊藤委員、佐藤委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、第20号から第22号について、別紙農地法第3条現地
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました
結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もな
いことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第201号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に
対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第201号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第202号 農地法第5条第1項の規定による許可
申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

28ページをお開き願います。

議案第202号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請3件です。

第1号は、譲受人が宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第3号は、借受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は令和3年1月18日付で農振除外済みです。

29ページをお開き願います

次に、大東地域に係る申請2件です。

第4号は、譲受人が駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は令和5年9月22日付で農振除外済みです。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第6号は、譲受人が木材置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、6件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第202号」の説明を終わります。

「議案第202号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

議長

17番
松岡 千賀子 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕申請地は、一関市役所から北東に約770mの位置にあり、周囲は北側が市道、東側及び西側が農地、南側が宅地となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

〔第2号〕申請地は、一関市役所から北東に約770mの位置にあり、周囲は北側及び東側が市道、南側が宅地、西側が農地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

〔第3号〕申請地は、一関市役所から南西に約10.3kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が現況山林、南側が農地及びため池、西側が山林となっている。

申請人が太陽光発電設備及び通路を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

21番
島山 潔 委員

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第4号〕申請地は、JR摺沢駅から東に約780mの位置にあり、北側及び東側は宅地、南側は道、西側は市道となっている。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみで側溝を新たに敷設のうえ流すことから、周辺農地に影響はない。

〔第5号〕申請地は、JR摺沢駅から北に約5.9kmの位置にあり、北側が山林、東側が宅地、南側は現況山林、西側は農地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

議 長

12番

藤原 美喜男 委員

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年2月9日、金曜日、午前9時より行いました。

調査員、農業委員 千葉委員、私 藤原 と農地利用最適化推進委員 小松委員、菅原委員、支所職員 千葉会計年度任用職員であります。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第6号〕 申請地は、JR矢越駅から南に約10.5kmの位置にあり、北側及び南側が宅地、東側が河川、西側が県道となっている。

申請人が木材置場とする計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長

21番

畠山 潔 委員

21番 畠山 潔 委員

1号で譲受人が株式会社一条工務店仙台ということで、私の記憶によれば一条工務店は仙台が本店という記憶ですが、一条工務店仙台の住所が奥州市となっているのが間違いではないか確認をお願いします。

議 長

事務局説明願います。

局 長 補 佐

休憩をお願いします。

議 長

暫時休憩します。（午後2時15分）

議 長

休憩中の会議を再開いたします。（午後2時21分）

局 長 補 佐

申請書類の法人登記簿を確認しました結果、この住所で間違いのないとのことでした。

21番

畠山 潔 委員

法人登記が奥州市となっているのか。

局 長 補 佐

そのとおりです。

議 長

その他ございませんか。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。
「議案第202号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

議 長 (挙手満場)
挙手満場と認めます。
よって、「議案第202号」を許可相当と決します。

議 長 次に、「議案第203号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

局長補佐 30ページをお開き願います。
議案第203号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。
一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。
31ページをお開き願います。
本議案に係る申請は、貸借権設定が50件、所有権移転が5件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が3件です。
最初に貸借権設定です。
第1号から38ページ第14号までの14件は、一関地域に係る申請です。
第15号から50ページ第40号までの26件は、花泉地域に係る申請です。
第41号は大東地域に係る申請です。
第42号から52ページ第45号までの4件は、室根地域に係る申請です。
第46号は、川崎地域に係る申請です。
53ページをお開き願います。
第47号から54ページ第50号までの4件は、藤沢地域に係る申請です。
55ページをお開き願います。
次に、所有権移転です。
第1号から56ページ第4号までの4件は、花泉地域に係る申請です。
第5号は、藤沢地域に係る申請です。
57ページをお開き願います。
次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

議 長

第1号は、花泉地域に係る申請です。

第2号から第3号までの2件は、室根地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

以上で、「議案第203号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長

20番 遠藤 勝幸 委員

20番

35ページ7号の申請地の登記簿地目と現況地目が異なっていま

遠藤 勝幸 委員

すが、登記簿地目なのか現況地目での申請なのか。

局長 補佐

現況地目での申請となります。

農地法上は現況が農地であれば農地との解釈となります。

20番

現況農地であるものを農地ということによろしいですか。

遠藤 勝幸 委員

はい、そのとおりでございます。

局長 補佐

議 長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第203号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第203号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第204号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

58ページをお開き願います。

議案第204号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。

59ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が13件です。

		<p>第1号及び第7号は、花泉地域に係る申請です。</p> <p>第2号から第6号までの5件は、川崎地域に係る申請です。</p> <p>60ページをお開き願います。</p> <p>第8号から62ページ第13号までの6件は、一関地域に係る申請です。</p> <p>申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第204号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第204号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第204号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第205号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局長補佐		<p>63ページをお開き願います。</p> <p>議案第205号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は、2件で、一関地域、大東地域各1件です。</p> <p>申請地は、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p>
議	長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第205号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果</p>

17番
松岡 千賀子 委員

報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕申請地は、JR一ノ関駅から北東に約5.4kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が農地、東が鉄道用地、南側が市道となっている。

昭和48年頃から東北新幹線の開通工事に伴う管理用地の一部として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

21番
島山 潔 委員

大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第2号〕申請地は、JR摺沢駅から北東に約3.9kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が農地及び市道、南側が宅地、西側が県道となっている。

平成6年頃から居宅敷地の一部および駐車場として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

議 長

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議 長
7番
佐藤 想司 委員

7番 佐藤 想司 委員

非農地の事由について、早期に発見すれば農地法違反ですよ。見つからなければ20年経って除外するということなんですか。

局 長 補 佐

端的に言えば委員のおっしゃるとおりです。

農業委員会としては、違反転用を常時発見に努め、改善を求めなければいけないものですが、20年もたってしまったものについては、なかなか復旧が困難であって、制度上適用外が認められております。

7番
佐藤 想司 委員

中山間絡みですと、地目が農地となっていれば、そこに補助金が下りている。

現在、デリケートになって、私のほうでも調査していますが、知らないうちに、門口あたりを埋めていたりしても、そこは農地として中山間関係の補助金が交付されたりしている。これが現実です。後で掘り返されて、補助金返せとなっているのが、今の現状です。

見つからなければ時効となって、お咎めなしってどうなのかと感じています。

局 長

中山間の交付金については、正式に通知のとおり適用させなければ返還となります。

登記簿上の農地となっているからといって、すべて対象とはならない。現況に照らして判断していただいて、適切な申請をしていただく形が適切な流れだと思っております。

さきほど話された、解らなければ20年経てばいいのかとの話ですが、今回の2件を見ますと面積的に小さいものですし、通常のパトロールでも解らない部分が、これにはあるのかと思っております。

今回、盛土農地については、大規模な面積、大規模な盛土ということで、昨日もだいぶ質問を受けましたけど、そこらへんが何故だったのかというところで、我々もそこははっきり答えられなかったし、解っていればここまで大きな問題にならないで済んだところでありますし、反省すべきところは反省しなければならない。

議 長

20番 遠藤 勝幸 委員

20番
遠藤 勝幸 委員

私は、中山間事業は、組織の協定により地域の耕作地を届け出て、申請して中山間の事業として認められると理解しているのですが、その申請するときに確認ができなかったのか、確認が終わった後に知らずに現状変更が起きていたのか。集落協定の中で、どのように事業を進めていくかというところが拙かったのではないかな。

私は、佐藤委員が言われることは筋が違うのではと思いました。

議 長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議	長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第205号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第205号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第206号 令和6年度農作業標準賃金の設定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局	長	<p>64ページをご覧ください。</p> <p>議案第206号 令和6年度農作業標準賃金の設定について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>65ページをお開き願います。</p> <p>令和6年度一関市農作業標準賃金について、別紙賃金表(案)のとおり設定することについて、議決を求めるものです。</p> <p>まず、農作業標準賃金についてであります。農作業の臨時雇用賃金や請負作業料金などの適正水準を確保するとともに、農作業の受委託を円滑に推進するため定めるものであり、担い手の育成や農業経営の安定的発展に適切な額であること、受委託農家の双方に理解が得られるものであることを基本として毎年度作成しているものです。</p> <p>本日、審議いただきます令和6年度農作業標準賃金については、1月17日の第9回農政専門委員会において事務局で作成した原案を協議いただき、その協議した内容を1月31日に各地域の受委託農家の代表などで構成する「農作業標準賃金審議会」において提案し、審議していただきました。</p> <p>その後、書面議決による農政専門委員会の審議を経て調整したものです。</p> <p>内容については、報告第71号の農政専門委員長の報告にあったとおりであります。</p> <p>令和5年度との変更点について説明いたしますと、上から、人力の部では、1日8時間当たりの人力作業賃金については、岩手県の最低賃金が前年比で4.6%上昇したことを考慮し、前年比4.6%アップ、300円引き上げし7,500円から7,800円に、オペレーター賃金については、令和5年度の県内のオペレーター賃金の平均値が前年比で3.8%上昇していることを考慮し、前年比3.8%ア</p>

ップ、400円引き上げし11,000円から11,400円に引上げとしました。

次に、機械の部については、岩手県農業会議で試算した令和6年度の農作業受委託料金における主要作業、耕起、代かき、田植え、収穫の試算額が対前年比で平均約4%上昇していることを考慮し、全ての作業を一律4%アップとしましたが、50a区画以上の田植え作業については、4%アップさせても県内の平均値より低いため、近隣市町の価格を考慮し6,000円に変更しました。

また、新規設定希望のありましたブームスプレーヤーとドローン、それからロールベアラーとラッピングに直径100cmを追加設定することについては、既存価格に影響が出ることが想定されるため新規設定をしないこととしました。

一番下段の機械運搬につきましては、今までの運搬費を別途加算する場合がありますという表現から運搬費は移動距離等に応じて別途加算しますに修正しております。

また、留意事項の欄の一段目は、北上市を参考とし、燃料費等の高騰や圃場条件の内容、作物の倒伏などの作業条件が困難な場合の金額の調整について記載したところです。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

以上で、「議案第206号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第206号 令和6年度農作業標準賃金の設定について」
を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。
よって、「議案第206号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議を終了いたしました。
第31回一関市農業委員会総会を閉会いたします。
(午後2時45分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員